任意継続保険の手引き

トヨタ関連部品健康保険組合

2026. 3

任意継続被保険者制度とは？

任意継続被保険者制度とは、事業所を退職して被保険者の資格を喪失した時に、
一定の条件のもとに個人の希望により継続して被保険者になることができる制度です。

【制度内容】

(1)　退職後、最長2年間加入できます。(退職日の翌日から資格取得)

(2)　在職中とほぼ同じ給付が受けられます。(傷病手当金、出産手当金を除く)
・高額療養費、付加給付制度あり
・人間ドック、がん検診補助あり

(3)　保養所、けんぽスポーツの森などが組合員価格で利用できます。

【継続(加入)要件】

(1)　資格喪失日の前日までに「継続して2ヶ月以上の被保険者期間」があること

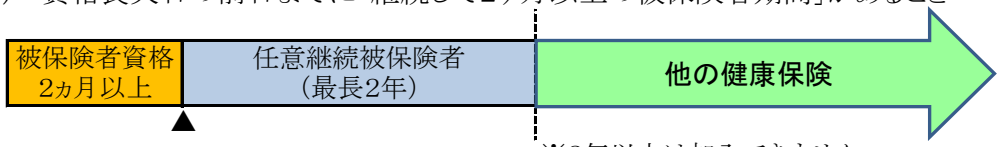

※2年以上は加入できません。
※届出を提出すれば、途中脱退できます。
(資格喪失日は健保の指定した日)

(2)　退職日の翌日から「20日以内」に申請すること
提出期限を経過して提出があった場合、
当健保が、「正当な理由」(天変地異、交通通信機関のｽﾄﾗｲｷ等)があると
認めた場合以外は、受理されません。

(3)　75歳未満の方

【保険料】

・これまで会社が負担していた分を含め、全額自己負担になります。
(40～64歳の方は、介護保険料も併せて支払が必要です。)
・保険料には、上限があります。(次項を参照)
・保険料は、取得日が属する月から発生します。(日割り計算はありません)
・退職時の標準報酬月額により決定されるため、料率変更がない限り、2年間変わりません
(平均標準報酬月額の変更に伴い、保険料が変更される場合があります。)

【申込方法】

「取得申請書」と「口座振替依頼書」に必要事項を記入の上、会社経由で提出が必要です。

【受付期間】

資格喪失日の1ヵ月前から退職の翌日から20日以内

【納付方法】

初回納付分、および口座振替が始まるまでは、振込用紙にて健保指定期日までに納付します。
口座振替の手続き完了後、指定口座から引き落としにより納付します。

【資格確認書】

初回保険料の支払を確認後、新しい記号番号の資格確認書を新たに発行します。
在職中の保険証・資格確認書は、退職日以降は使用できません。
※資格確認書は、マイナ保険証をお持ちでない方にのみ発行

【資格喪失】

下記の場合に該当したときのみ、喪失となります。

① 任意継続してから2年経過したとき

② 保険料を納付期日までに納付しなかったとき（保険料の未納）

③ 就職して被保険者となったとき

④ 本人が死亡したとき

⑤ 後期高齢者医療の被保険者となったとき

⑥ 途中脱退を希望したとき

国民健康保険、家族の被扶養者になるときは、
「⑥途中脱退を希望したとき」 が、資格喪失の理由となります。
就職の場合は、新しい就職先が交付した「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」のコピーが必要になります。
資格を喪失すると、任意継続の資格で受診はできなくなります。
資格喪失後に受診した場合、当健保が負担した医療費を全額返金していただきます。

【同月得喪】

健康保険料は、資格取得した日が属する月の保険料は徴収し、資格喪失した月の保険料は、徴収しない決まりになっております。
しかし、任意継続を取得した同じ月に、資格喪失した場合は、
1ヵ月分の保険料を徴収することになります。

例） 令和7年10月15日取得、令和7年11月5日喪失の場合

	取得月	喪失月
保険料	令和7年10月	令和7年11月
	徴収する	徴収しない

例） 令和7年10月15日取得、令和7年10月28日喪失の場合

	取得月	喪失月	
保険料	令和7年10月	令和7年10月	（同月）
	徴収する		

申請方法を確認しよう！

＜任意継続の手続き流れ＞

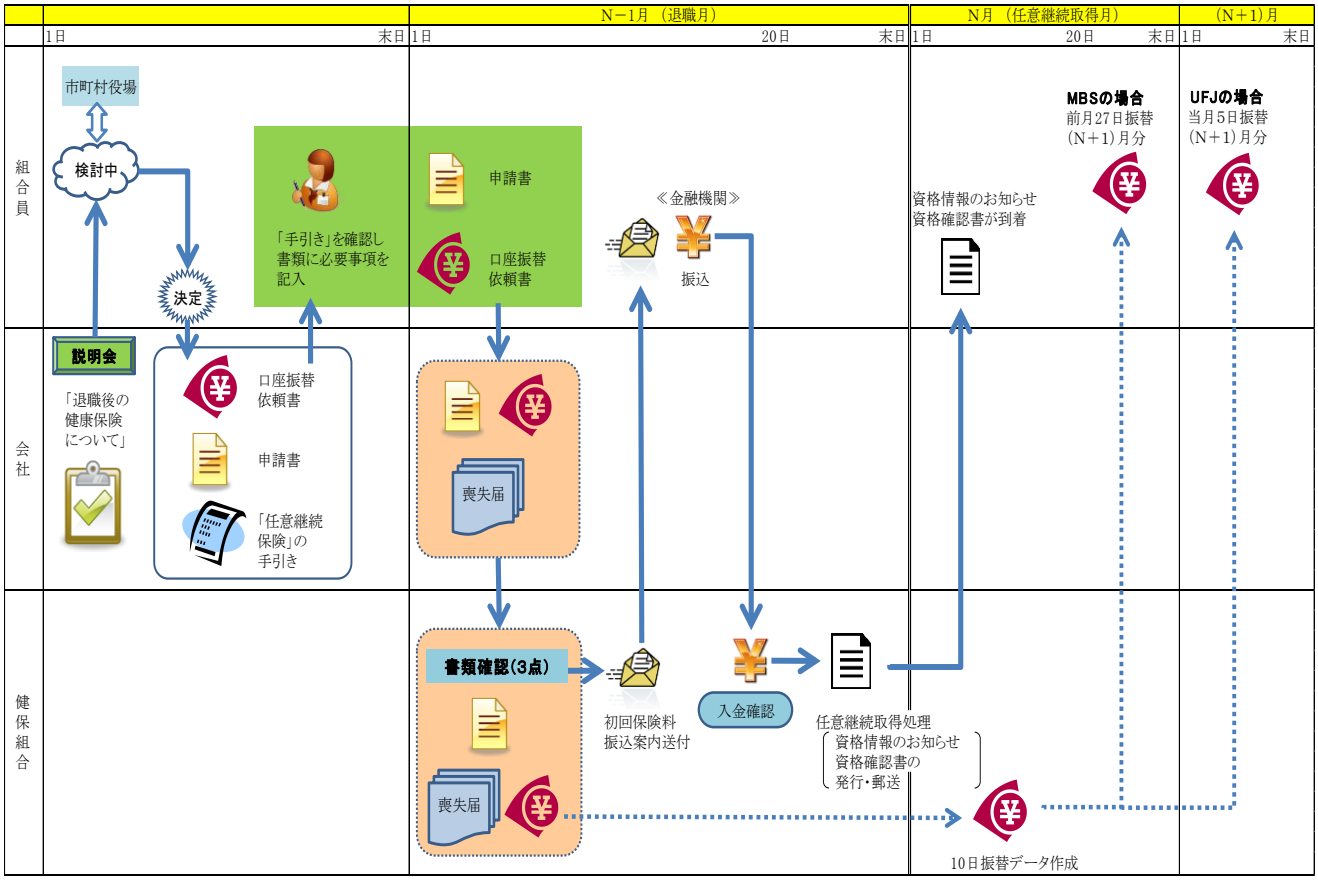

【申請期限】　**退職日の1ヵ月前から受付開始　～　退職日翌日から20日以内まで**

＊申請期限を過ぎた場合、任意継続は受付できません。

【手続き】

時期	手続きの流れ
（退職日の1ヵ月前）	**受付開始** ①「申請書」と「口座振替依頼書」を、会社担当者へ提出する ②初回保険料の振込のご案内が自宅へ届く ③初回保険料を納付する
任意継続資格取得日 （退職日の翌日）	④「資格情報のお知らせ」、「資格確認書」を自宅に送付 ※資格確認書はマイナ保険証をお持ちでない方のみ発行

＜健保組合からのお願い＞
任意継続取得日に医療機関を受診できるように、退職日の1ヵ月前から申請を受付しています。
最低2週間は必要ですので、早めに手続きをお願いします。
※お手元に②初回保険料の振込のご案内が届いた時から、お振込み可能です。

申請書の記入方法について

【記入箇所】

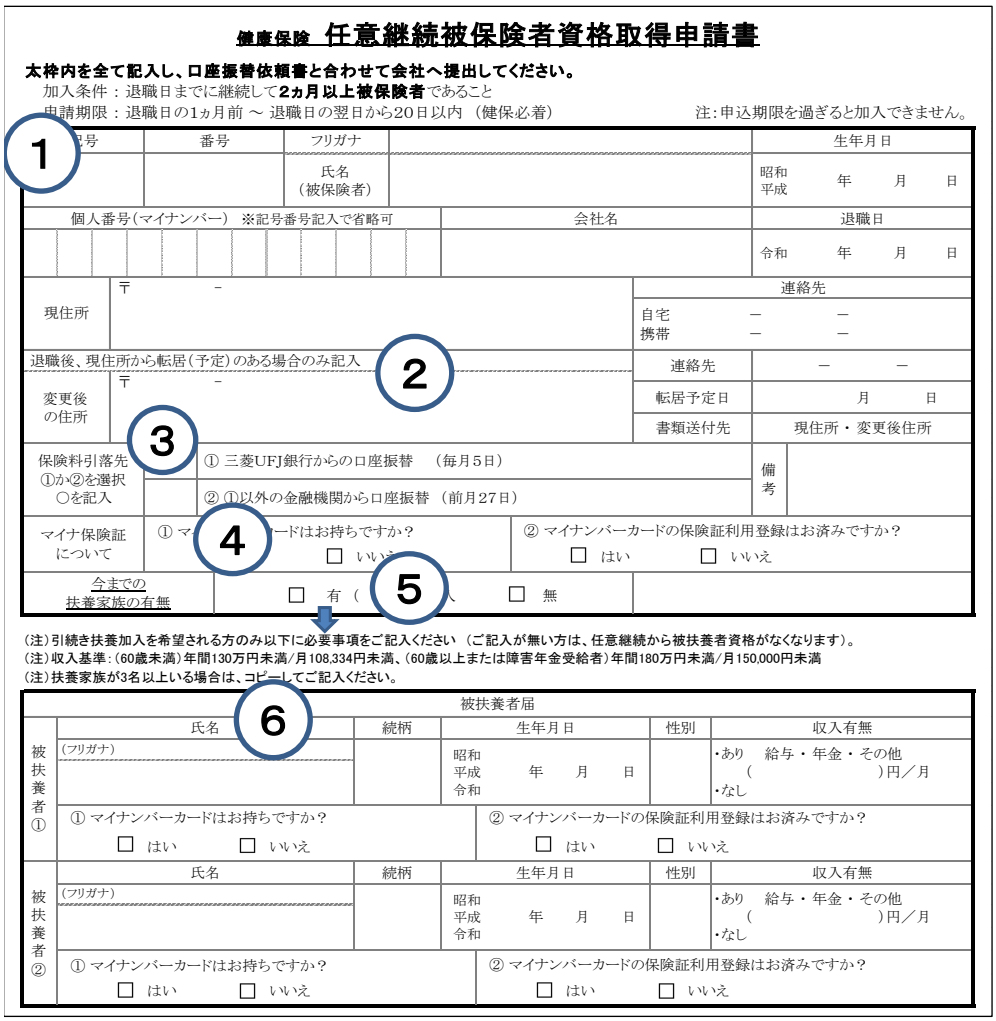

健康保険 任意継続被保険者資格取得申請書

太枠内を全て記入し、口座振替依頼書と合わせて会社へ提出してください。
加入条件：退職日までに継続して**2ヵ月以上被保険者**であること
申請期限：退職日の1ヵ月前 ～ 退職日の翌日から20日以内 （健保必着）　　注：申込期限を過ぎると加入できません。

記号	番号	フリガナ		生年月日
		氏名（被保険者）		昭和 平成 年 月 日
個人番号（マイナンバー） ※記号番号記入で省略可		会社名		退職日
				令和 年 月 日
現住所 〒 －			連絡先	自宅 － － 携帯 － －
退職後、現住所から転居（予定）のある場合のみ記入			連絡先	－ －
変更後の住所 〒 －			転居予定日	月 日
			書類送付先	現住所・変更後住所
保険料引落先 ①か②を選択 ○を記入	① 三菱UFJ銀行からの口座振替 （毎月5日）		備考	
	② ①以外の金融機関からの口座振替 （前月27日）			
マイナ保険証について	① マ…ードはお持ちですか？ □ はい □ いいえ	② マイナンバーカードの保険証利用登録はお済みですか？ □ はい □ いいえ		
今までの扶養家族の有無	□ 有（ 人	□ 無		

（注）引続き扶養加入を希望される方のみ以下に必要事項をご記入ください （ご記入が無い方は、任意継続から被扶養者資格がなくなります）。
（注）収入基準：（60歳未満）年間130万円未満/月108,334円未満、（60歳以上または障害年金受給者）年間180万円未満/月150,000円未満
（注）扶養家族が3名以上いる場合は、コピーしてご記入ください。

被扶養者届

	氏名	続柄	生年月日	性別	収入有無
被扶養者①	（フリガナ）		昭和 平成 令和 年 月 日		・あり 給与・年金・その他 （ ）円／月 ・なし
	① マイナンバーカードはお持ちですか？ □ はい □ いいえ		② マイナンバーカードの保険証利用登録はお済みですか？ □ はい □ いいえ		
被扶養者②	（フリガナ）		昭和 平成 令和 年 月 日		・あり 給与・年金・その他 （ ）円／月 ・なし
	① マイナンバーカードはお持ちですか？ □ はい □ いいえ		② マイナンバーカードの保険証利用登録はお済みですか？ □ はい □ いいえ		

① 被保険者情報
- ・記号番号
- ・氏名（フリガナ）
- ・生年月日
- ・個人番号
  ※記号番号記入で省略可
- ・会社名
- ・退職日
- ・現住所
- ・連絡先

② 引越し予定の方
- ・変更後住所
- ・連絡先
- ・転居予定日
- ・書類送付先

③ 保険料引落先
①、②のどちらかを選択し、「○」を記入
前納希望の場合は、備考欄に記入

④ マイナ保険証について
①、②の質問に該当する回答に「✓」を記入

⑤ 今までの扶養家族の有無
有・無のどちらかを選択し、「○」を記入
扶養家族がいる場合…人数を記入

⑥ 引き続き扶養を希望される方
- ・氏名（フリガナ）
- ・続柄
- ・生年月日
- ・性別
- ・収入の有無　ありの場合：収入の区分（給与、年金、その他）を選択し、「○」を記入
  1ヵ月分の給与額を記入、添付書類は必要ありません。
- ・マイナ保険証について　①、②の質問に該当する回答に「✓」を記入

注） 扶養家族は、2名分記入できます。
3名以上いる方は、コピーして記入してください。

【扶養認定基準】
60歳未満　年間収入130万円未満 （108,334円未満/月、3,612円未満/日）
60歳以上・障害者　年間収入180万円未満 （150,000円未満/月、5,000円未満/日）

初回保険料について

◎まずは、お振込みをお願いします

申請書受付後、健保組合からご自宅へ初回保険料の振込案内を発送します。

指定期日までに、初回保険料を金融機関(ATM利用可)からお振込みをお願いします。
(退職日によっては、2ヵ月分お願いする場合があります。)
(振込をする際、振込手数料が必要です。)

指定期日を過ぎると、任意継続をすることができませんので、注意してください。

なお、任意継続の加入を取り消したい場合は、
保険料を納付する前に健保組合(℡0565-41-7412)までご連絡ください。

◎入金確認後、「資格情報のお知らせ」と「資格確認書」を送付します。

入金確認が出来た後に、取得日(退職日の翌日)に「資格情報のお知らせ」と「資格確認書」が届くよう、送付します。(「資格確認書」はマイナ保険証をお持ちでない方のみ発行)
申請の手続きや入金が遅くなると、書類が届くのが取得日以降になります。
申請書は、退職日の1ヵ月前から受付しておりますので、早めに手続きを行ってください。

口座振替について

保険料の納付方法は、原則、口座振替のみとなっております。
口座振替が始まるまでは、毎月、指定期日までにお振込みください。

【口座振替の種類】

1 三菱UFJ銀行

2 ＜MBS＞明治安田収納ビジネスサービス株式会社　(口座振替代行機関)

【比較】

	三菱UFJ銀行	<MBS> 明治安田収納ビジネスサービス㈱ (口座振替代行機関)
金融機関	三菱UFJ銀行のみ	全国の金融機関 (銀行、信用金庫、労働金庫、農協、郵便局　他)
振替手数料	57円／1回	154円／1回
振替日	5日(当月払い)	27日(前月払い)
振替停止依頼	振替日の3週間前までに健保組合に連絡必要	

資格情報のお知らせについて

「資格情報のお知らせ」とは、記号・番号等の健保に登録されている資格情報を
加入者の方にお知らせするための書類になります。

◎注意事項

記号・番号等の資格情報は、任意継続脱退のお手続きや扶養申請等の各種お手続きの際に
必要になりますので、大切に保管してください。

「資格情報のお知らせ」のみでは医療機関を受診することはできません。
カードリーダー未設置の医療機関やカードリーダーが故障等で使えない場合は、
保険証利用登録したマイナンバーカード（マイナ保険証）と「資格情報のお知らせ」を
一緒に窓口に提示することで受診可能です。

資格確認書について

「資格確認書」とは、マイナンバーカードをお持ちでない方、マイナンバーカードの保険証
利用登録をされていない方が、医療機関を受診する際、窓口に提示する書類になります。

◎資格確認書が発行できる方

「資格確認書」はマイナンバーカードをお持ちでない方や、マイナンバーカードを持っているが、
保険証利用登録がお済みでない方に発行します。

マイナ保険証をお持ちの方は、資格確認書の発行はありません。

発行対象者には、初回保険料の入金確認後、「資格情報のお知らせ」と一緒に送付します。

資格確認書は資格取得日から最大2年間有効です。大切に保管してください。

	資格情報のお知らせ	資格確認書
内容	記号番号等の資格情報を 加入者にお知らせ	マイナ保険証の代わりに 医療機関に提示
発行対象者	任意継続保険加入者全員	マイナ保険証を持ってない人
医療機関 の受診	資格情報のお知らせのみでは受診不可 マイナ保険証と一緒に提示すれば受診可	受診可

口座振替≪三菱UFJ銀行≫記入方法

下記の「預金口座振替依頼書」は、三菱UFJ銀行専用の申込書です。
用紙は複写式です。1枚目・2枚目をご提出ください。

【記入箇所】

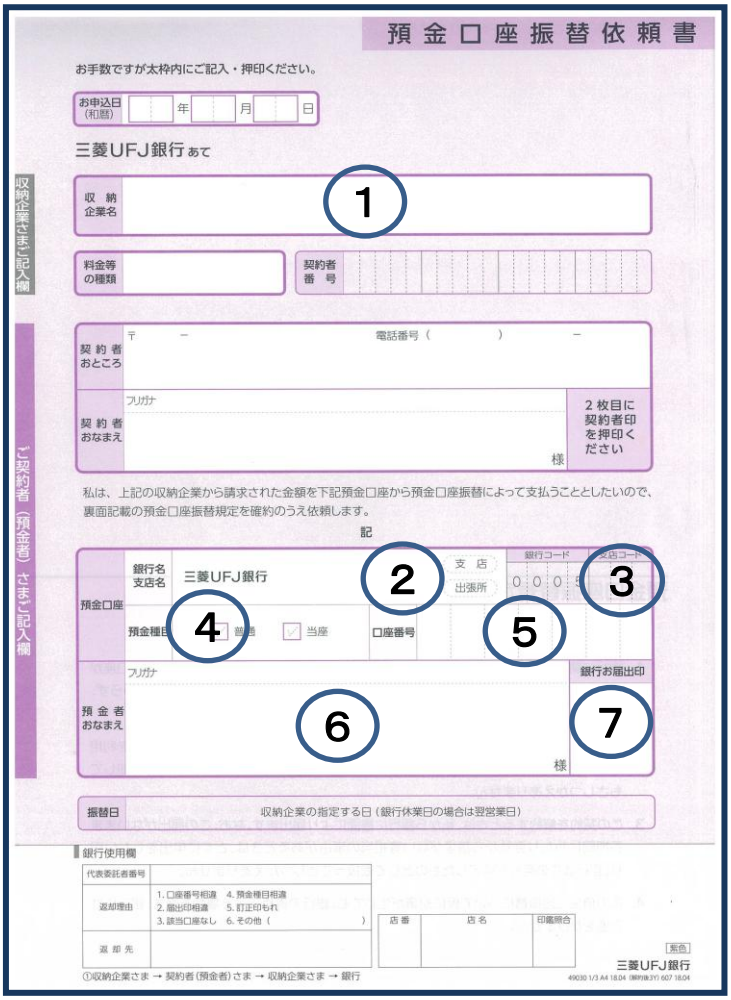

① **収納企業名**
「トヨタ関連部品健康保険組合」と記入

（←料金等の種類、契約者番号記入不要）

（←契約者のおところ、おなまえは記入不要）

② **支店名**

③ **支店コード**

④ **預金種目**
「普通に✔を入れる」

⑤ **口座番号**
「7桁」（右詰）

⑥ **預金者名・フリガナ**
（被保険者名義に限る）

⑦ **銀行お届け印（押印）**

＜押印が、不鮮明だった時の対処法＞
・余白にもう一度押印する
・印鑑が重ならないように押印する

【記入上の注意】

＊ 「銀行お届け印」は、金融機関にお届けしてある印鑑をハッキリと押してください。

＊ 印鑑や文字が不鮮明、重なっている場合などは金融機関から依頼書が返却され、
振替開始日が遅れることがあります。

＊ 訂正する場合は二重線を引き、その上に「銀行お届け印」を押印したうえで、
余白に正しい数字や文字を記入してください。

口座振替≪明治安田収納ﾋﾞｼﾞﾈｽｻｰﾋﾞｽ(MBS)≫記入方法

下記の「預金口座振替依頼書」は、全国の金融機関からの口座振替に対応しております。
用紙はA4単票です。必要に応じてコピー(控え)をお取りください。

【記入箇所】

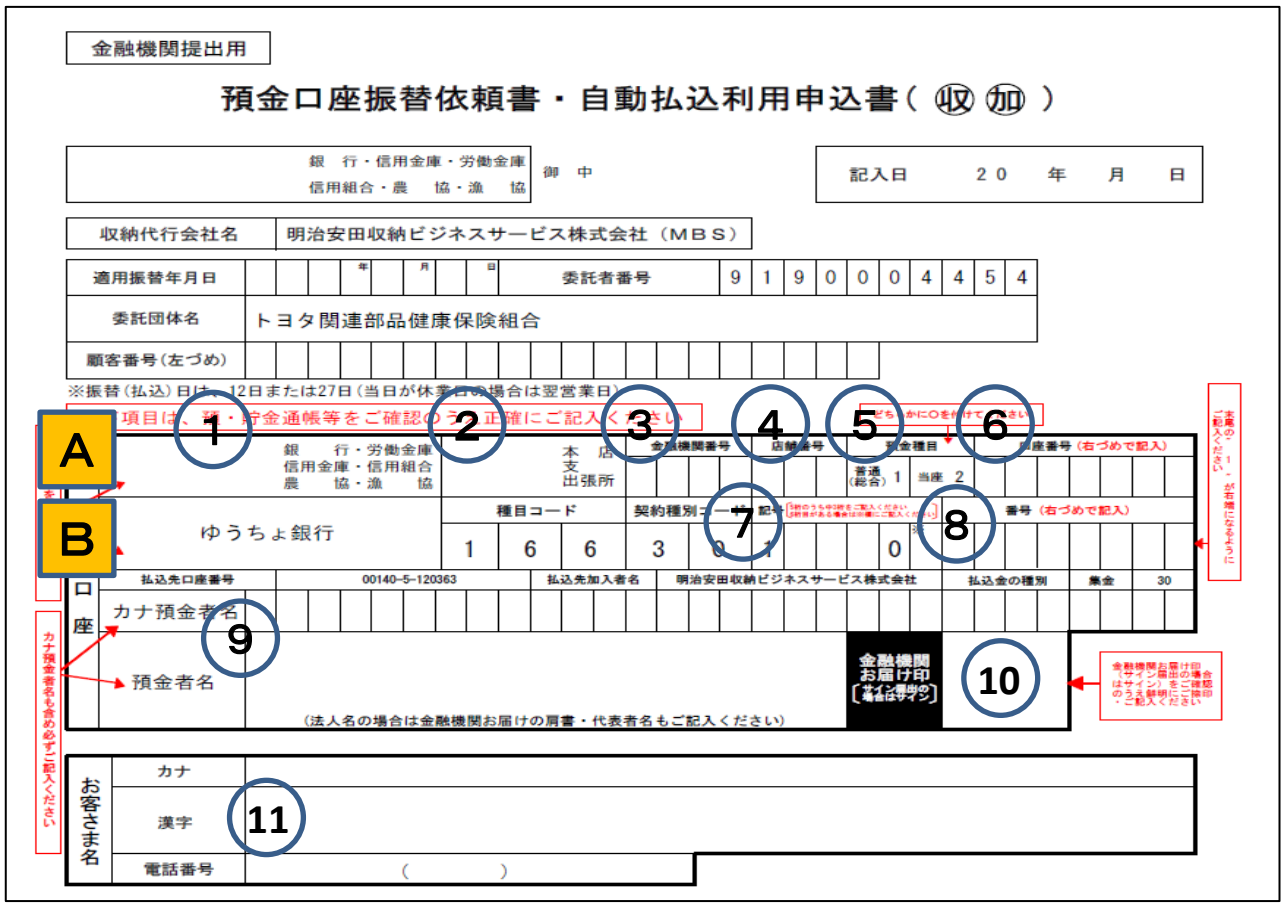

AまたはB、どちらかを選択

(A)全国の金融機関(ゆうちょ銀行除く)

① 金融機関名
② 支店名
③ 金融機関番号
④ 店舗番号
⑤ 預金種目　「普通」に✔を入れる
⑥ 口座番号　「7桁」(右づめ)

(B)ゆうちょ銀行

⑦ 記号
⑧ 番号　「8桁」(右づめ)
例)4321の場合

0	0	0	0	4	3	2	1

(AB共通)

⑨ 預金者名・フリガナ　(被保険者名義に限る)
⑩ 金融機関お届け印
⑪ お客様名(漢字・フリガナ・電話番号)

保険料前納制度

保険料前納制度は、保険料を一括して前納していただくことにより保険料の割引を適用するものです。(割引率は、年約4%の利率による複利現価法による)
前納を希望される方は、健保組合までご連絡ください。

【前納できる期間】

1 4月分から9月分まで、10月分から翌年3月分までの半期

2 4月分から翌年3月分までの1年間

※資格取得した月は除く

3 期間満了での資格喪失が明らかなとき、2の範囲内で資格喪失する月の前月分まで
(既に任意継続保険に加入している方のみ該当)

以上の期間を単位に納付することになります。

【 1をご希望の場合はご指定ください。ご指定がない場合は2または3になります。】

【納付期限】

任意継続ご加入後、初回振込みは組合指定納付期限になります。
その後は、前納する期間の初月の前月(組合指定納付期限)までとなります。
(半期…3月および9月、1年分…3月)

・納付期限を過ぎると前納ができなくなり、割引は一切適用されません。

【資格喪失について】

(1) 保険料を前納した場合でも、「資格喪失申出届」の提出により途中脱退ができます。
その場合は、**前納に係る期間の未経過期間分**の前納保険料が返還されます。

(2) 就職により、お勤め先で被保険者として健康保険に加入した場合は、任意継続を脱退する必要がありますので、「資格喪失申出届」のほかに、お勤め先から交付された「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」のコピー(扶養家族がいる場合、全員分)を併せてご提出ください。

＜前納・保険料納付に関するお問い合わせ＞

トヨタ関連部品健康保険組合　企画・総務グループ　TEL **0565－41－8143**

よくある質問　Q＆A

Q1　退職後、任意継続を申し込むことは可能ですか？

A.　被保険者期間が2ヵ月以上である場合、加入できます。
しかし、退職日の翌日から20日以内の申請が必要です。

Q2　申請期限の「資格喪失日(退職日の翌日)から20日以内」が、土日や長期連休などで健保組合が営業していない場合はどうなりますか？

A.　20日が営業日でない場合は、翌営業日までになります。

Q3　任意継続の手続きを知らず、申請期限（喪失日から20日以内）を過ぎてしまいました。今からでも間に合いますか？

A.　申請期限を経過した場合は、当健保組合が「正当な事由」
（天変地異、交通通信機関のストライキなど）があると認めた場合以外はできません。

Q4　退職後に在職中の保険証や資格確認書を使用することができますか？

A.　資格喪失日以降は使用できません。
資格喪失後に使用（受診）した場合、医療費を全額返納していただくことになりますので
ご注意ください。

Q5　マイナ保険証を持っておらず、病院にかかりたいのですが、まだ、任意継続の資格確認書が届きません。

A.　病院の窓口で任意継続の手続き中であることを伝えてください。
原則、保険診療を受ける場合は、資格確認書またはマイナ保険証が必要です。
対応については、病院の指示を受けてください。
（一旦、医療費の全額を自己負担する場合もあります。）

Q6　任意継続と国民健康保険は、どちらの方が保険料が安いですか？

A.　国民健康保険の保険料は、お住まいの市町村にてご確認をお願いします。

Q7　マイナンバーカードを持っており、保険証の利用登録は済んでいますが、資格確認書は発行してもらえますか？

A.　資格確認書は、マイナンバーカードをお持ちでない方や、マイナンバーカードを持っているが
保険証利用登録がお済みでない方に発行する書類になります。
マイナンバーカードを持っており、保険証の利用登録がお済みの方には
資格確認書の発行は行いません。

Q8　全国の金融機関で口座振替ができますか？

A.　全国の金融機関からの口座振替が可能です。
「三菱UFJ銀行」または「その他全国の金融機関（MBS）」から選択できます。

Q9　4月25日退職、4月26日から任意継続を取得しますが、保険料は日割りですか？

A.　取得日が月の途中でも1ヵ月分の保険料が発生します。日割り計算はありません。
喪失月は保険料の徴収がありません。

Q10　現在、任意継続に加入中ですが、国民健康保険（扶養家族）へ切り替えることは可能ですか？

A.　途中喪失は可能です。
ただし、資格喪失の理由によっては、資格喪失日が限定されます。
「資格喪失申出書」に必要事項を記入のうえ、健保組合へ提出してください。

（喪失理由）	（喪失日）
① 任意継続してから2年経過したとき	資格取得日の2年後
② 保険料を納付期日までに納付しなかったとき	健保の指定日
③ 就職して被保険者となったとき	就職日
④ 本人が死亡したとき	死亡日の翌日
⑤ 後期高齢者医療の被保険者となったとき	後期高齢者医療該当日
⑥ 途中脱退を希望したとき	届出受付日の翌月の1日

Q11　就職が決まり、就職先で健康保険に加入します。どのような手続きが必要ですか。

A.　就職先で被保険者として健康保険に加入した場合、任意継続脱退の手続きが必要です。
「資格喪失申出書」に必要事項を記入のうえ、就職先から交付された「資格情報のお知らせ」
または「資格確認書」のコピーとともに、健保組合へ提出してください。

Q12　来月で2年の期間が満了になります。何か手続きが必要ですか？

A.　事前の手続きは不要です。
期間満了の2週間前に、健保組合から「資格喪失証明書」をお送りします。
資格喪失後、国民健康保険への切り替えをお願いします。

Q13　氏名が変更になった場合

A.　結婚などで氏名が変更になる場合は、当健保組合に連絡をお願いします。
「氏名変更（訂正）届」を郵送します。必要事項を記入のうえ、必要書類を用意していただき、
当健保組合へ提出してください。
資格確認書をお持ちの場合は、資格確認書を届出と一緒に提出してください。

Q14　住所が変更になった場合

A.　健保に住所変更の連絡をお願いします。

Q15　被扶養者に異動があった場合

A.　削除する場合は、「被扶養者（異動）届」に必要事項を記入のうえ、当健保組合へ郵送してください。
削除の理由が就職の場合、就職先から交付された「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」の
コピーも添付してください。
また、有効期限内の資格確認書をお持ちの方は、資格確認書を一緒に郵送してください。

追加する場合は、まず当健保組合へ連絡ください。
「被扶養者（異動）届」を郵送しますので、必要事項記入のうえ、状況に合わせて必要書類をご用意
いただき、当健保組合へ提出してください。